先物・オプション取引に係るマーケットメイカー制度の取扱い

2020 年 5 月 1 日制定
2026 年 11 月 9 日改正
(2026 年 12 月 1 日適用)
株式会社東京商品取引所

項　　目	内　　容	備　　考
I　目的	・ 本取扱いは、当社の先物・オプション取引において、継続的な売呼値及び買呼値の提示等により投資者の取引機会を確保し、取引の円滑な成立及び流動性の向上を図るため、エネルギー市場管理細則第８条及び中京石油市場細則第８条に定めるマーケットメイカー制度に関して必要な事項を定めることを目的とする。	
II　取扱要領 1　定義	・ マーケットメイカーとは、当社が定めるところにより、継続的に売呼値及び買呼値を提示すること（以下「マーケットメイク」という。）又は円滑な取引成立の観点から、値段等の取引条件を勘案して既に行われている注文に対当する注文を行うこと（以下「流動性供給」といい、マーケットメイクとあわせて「マーケットメイク等」という。）に関して、当社の指定を受けた取引参加者をいう。 ・ マーケットメイクを行う取引参加者を、プライマリマーケットメイカー（以下「PMM」という。）という。 ・ 流動性供給を行う取引参加者を、流動性供給参加者（以下「LP」という。）という。	・ 取引参加者は、取引参加者の自己売買部門又は最終顧客（取引参加者の顧客が取次者である場合は当該取次者に取引の委託を行う者を指す。以下同じ。）の計算により、マーケットメイク等を行うものとする。 ・ 取引参加者が最終顧客の計算によりマーケットメイク等を行う場合、当社は便宜上当該最終顧客を指してマーケットメイカーと呼ぶことがある。 ・ 取引参加者の自己売買部

<table>
<tr><th>項　　目</th><th>内　　容</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td>２　対象取引・種類</td><td>・ マーケットメイク等の対象とする取引及び種類は、次に掲げる取引とする。
<table>
<tr><th></th><th>対象取引</th><th>PMM</th><th>LP</th></tr>
<tr><td>先物</td><td>プラッツドバイ原油先物取引</td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td>先物</td><td>ガソリン先物取引</td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td>先物</td><td>灯油先物取引</td><td>(対象外)</td><td>○</td></tr>
<tr><td>先物</td><td>東エリア・ベースロード電力先物取引</td><td>○</td><td>(対象外)</td></tr>
<tr><td>先物</td><td>西エリア・ベースロード電力先物取引</td><td>○</td><td>(対象外)</td></tr>
<tr><td>先物</td><td>中部エリア・ベースロード電力先物取引</td><td>○</td><td>(対象外)</td></tr>
<tr><td>先物</td><td>東エリア・日中ロード電力先物取引</td><td>○</td><td>(対象外)</td></tr>
<tr><td>先物</td><td>西エリア・日中ロード電力先物取引</td><td>○</td><td>(対象外)</td></tr>
<tr><td>先物</td><td>中部エリア・日中ロード電力先物取引</td><td>○</td><td>(対象外)</td></tr>
<tr><td>先物</td><td>東エリア・週間ベースロード電力先物取引</td><td>○</td><td>(対象外)</td></tr>
<tr><td>先物</td><td>西エリア・週間ベースロード電力先物取引</td><td>○</td><td>(対象外)</td></tr>
<tr><td>先物</td><td>東エリア・週間日中ロード電力先物取引</td><td>○</td><td>(対象外)</td></tr>
<tr><td>先物</td><td>西エリア・週間日中ロード電力先物取引</td><td>○</td><td>(対象外)</td></tr>
<tr><td>先物</td><td>東エリア・年度ベースロード電力先物取引</td><td>○</td><td>(対象外)</td></tr>
<tr><td>先物</td><td>西エリア・年度ベースロード電力先物取引</td><td>○</td><td>(対象外)</td></tr>
<tr><td>先物</td><td>中部エリア・年度ベースロード電力先物取引</td><td>○</td><td>(対象外)</td></tr>
<tr><td>先物</td><td>LNG（プラッツ JKM）先物取引</td><td>○</td><td>○</td></tr>
</table></td><td>門又は最終顧客は、同一対象取引において PMM 又は LP のいずれかの一方のみ指定申請を行うことが可能（重複して指定申請を行うことはできない。）。</td></tr>
</table>

項　　目	内　　容	備　　考
3　マーケットメイカーの指定等		
(1) マーケットメイカーの募集	・ 当社は、必要に応じて募集期間とマーケットメイク等の対象とする取引を定め、当社の先物・オプション取引市場におけるマーケットメイカーを募集する。	・ マーケットメイカー数に上限を設ける場合は、募集時に上限数及び選定方法を併せて通知する。
(2) マーケットメイカーの指定申請	・ マーケットメイカーへの指定を希望する取引参加者は、所定の「マーケットメイカー指定申請書」により、Target におけるマーケットメイカー専用ページ（以下「MM 専用ページ」という。）を通じて当社に申請を行うものとする。 ・ 取引参加者は、最終顧客の計算によりマーケットメイク等を行う場合には、原則として初回提出時のみ、「マーケットメイカー指定申請書」に、「マーケットメイクに係る確認書」の写しを添付のうえ、MM 専用ページを通じて当社に対して最終顧客ごとに指定の申請を行うものとする。 ・ 取引参加者は、マーケットメイク等を行う際に利用する専用サブ参加者コードを、所定の「マーケットメイカー利用サブ参加者コード届出書」により、MM 専用ページを通じて当社に届け出るものとする。なお、取引参加者は、当該サブ参加者コードを、マーケットメイク等を行う自己又は最終顧客以外の顧客の計算に基づく取引には利用してはならない。 ・ 取引参加者は、その他に、当社がマーケットメイカーの指定申請を受けるにあたり必要な情報を求めたときは、提供に協力する。	・ サブ参加者コードは原則として、１個のみしか届出できない。ただし、サブ参加者コードに Self Trade Prevention を設定している場合に限り、最大 20 個まで届け出ることができる。
(3) マーケットメイカーの指定	・ 当社は、取引参加者からマーケットメイカーの指定申請を受けた場合には、申請内容等を確認のうえ、当該取引参加者をマーケットメイカーとして指定する。	・ マーケットメイカーの指定は月初第一営業日のみ

項　　目	内　　容	備　　考
		に行うこととし、月中での指定は行わない。
(4) マーケットメイカーの指定の取消し等	・ 当社は、マーケットメイカーから各対象取引についてマーケットメイカーの指定の取消しに係る申請を受けた場合には、当該マーケットメイカーの指定を取り消す。	・ マーケットメイカーは、マーケットメイカーの指定の取消しを申請する場合は、所定の「マーケットメイカー指定取消申請書」を、原則、指定取消希望日の１か月前までに MM 専用ページを通じて当社に申請するものとする。
	・ マーケットメイカーが次のいずれかに該当する場合には、当社は、マーケットメイカー資格の停止及び取消しその他当社が必要と認める措置を講じることができることとする。 ① 呼値の提示状況等を勘案し、マーケットメイカーとしての役割を十分に果たしていないと当社が認める場合 ② その他マーケットメイカーとして適当ではないと当社が認める場合	・ 資格の停止等の措置を講じる場合は、事前にマーケットメイカーに照会を行うものとする。 ・ 具体的には、マーケットメイカーが関連法令又は取引所規則等に違反した場合等が該当。
４　PMM		
(1) PMM の役割	・ PMM は、「マーケットメイカー指定申請書」において選択した対象取引について、当社が定める条件に従ってマーケットメイクを行うよう努めるものとする。 ・ 当社は、マーケットメイクの条件として、次に掲げる事項を定める。 ａ　マーケットメイクを行うべき時間（呼値提示対象時間）	・ 同一の対象取引について、当社が定める条件が

項　　目	内　　容	備　　考
① マーケットメイクの条件	b　マーケットメイクを行うべき対象取引ごとの銘柄の範囲及び数（対象銘柄） c　マーケットメイクに係る売呼値と買呼値の最大スプレッド幅 d　マーケットメイクに係る呼値の最低数量 e　その他、対象取引の取引状況等を鑑みて必要と認める事項	複数ある場合には、PMMが選択した条件に従ってマーケットメイクを行うよう努めるものとする。ただし、選択できる条件は一つとする。 ・ 左記の各条件については、別紙２のとおり、対象取引ごとに日通し、日中立会及び夜間立会のうち該当するものについて、それぞれ定めるものとする。
② マーケットメイク条件の緩和及び免除	・ 当社は、次のａからｃまでのいずれかに該当する場合には、マーケットメイクの条件の緩和又は免除を行うことができる。 a　対象取引が停止又は一時中断されている場合 b　同一の対象取引を担当するPMMの複数から呼値提示を行えない旨の申告があり、その申告事由に合理性が認められる場合 c　その他当社が必要と認めた場合	・ 同一の対象取引を担当するPMMが１社の場合は、当該１社の申告による。
③ マーケットメイクの条件不履行時の取扱い	・ PMMは、相場環境、取引状況又はシステム等の都合により、一時的にマーケットメイクを停止することができることとする。 ・ マーケットメイクの条件を満たせなかった場合でも、直接的なペナルティは設けない。ただし、４(2)に規定するインセンティブが低減する可能性がある他、結果として呼値提示の条件充足率が著しく低く、その後も改善の見込みがないと当社が判断	

項　　目	内　　容	備　　考
	した場合は、PMM の指定を取り消すことがある。	
(2) PMM のインセンティブ	・ 当社は、PMM のマーケットメイクの対価として、取引手数料の割引及び固定額の支給等のインセンティブを提供する。	
① 取引手数料の割引	・ 当社は、PMM が行うマーケットメイクについて、当社の定めるマーケットメイクの月間条件充足率の平均値に応じて、当該 PMM の取引に係る取引手数料の割引を行う。 ・ 取引手数料の割引対象となる取引は、PMM が当該 PMM の計算により行う取引に用いる専用サブ参加者コードとしてあらかじめ当社に対して届け出たサブ参加者コードから行われた呼値により成立した取引とする。	・ 具体的な月間条件充足率の平均値の算出方法については、別紙１を参照（４(2)②について同じ。）。 ・ 取引手数料割引の対象や具体的な PMM の取引手数料の割引額については、別紙２を参照（４(2)②について同じ。）。 ・ 当社は、月中及び月末時点における条件充足率の平均値について、PMM に対して通知する（４(2)②について同じ。）。
② 固定額の支給	・ 当社は、PMM が行うマーケットメイクについて、当社の定めるマーケットメイクの月間条件充足率の平均値に応じて、当該 PMM に対して、当社が定める固定額の支給を行う。	
③ インセンティブの	・ 当社は、当社が定める対象取引に係る前①又は②において定めるインセンティブの受領基準を、あらかじめ定める相場環境に応じて引き下げることができることとす	

項　　目	内　　容	備　　考
受領基準の引下げ	る。	
④ ユーザ ID の追加利用	・ 当社は、PMM がマーケットメイクを行う対象取引の数等に応じて、当該 PMM に対して、最終投資家（取引参加者の自己売買部門又は最終顧客をいう。以下同じ。）単位で設けている上限数を超えるユーザ ID の追加利用を認める。	・ 当社が認めるユーザ ID の種類及び追加利用数は別紙４のとおりとする。 ・ 呼値の提示状況等を勘案し、マーケットメイカーとしての役割を十分に果たしていないと当社が認める場合、当社は、ユーザ ID の追加利用を停止させることができる。
5　LP		
(1) LP の役割	・ LP は、対象取引について、LP が適当と判断する範囲内で、対当する呼値を行うものとする。 ・ 当社は、LP が当該 LP の計算により行う取引に用いる専用サブ参加者コードとしてあらかじめ当社に対して届け出たサブ参加者コードから行われた呼値により成立した取引を対象として、当該 LP に係る取引高を毎月計測する。	・ LP には、PMM に求められるようなマーケットメイクの条件は設けない。
(2) LP のインセンティブ	・ 当社は、LP による対象取引の月間取引高に応じて、当該 LP の取引に係る取引手数料の割引を行う。 ・ 取引手数料の割引対象となる取引は、５（1）にて計測する取引とする。	・ 具体的な LP の取引手数料の割引額については、別紙３を参照。
6　祝日取引		
	・ 当社が業務規程第８条に基づき祝日取引を実施する日（以下「祝日」という。）もマ	・ 祝日取引実施日以外の立

<table>
<tr><th>項　　目</th><th>内　　容</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td>(1) 祝日取引における取扱い</td><td>ーケットメイカー制度の対象とする。
・ 上述の２～５に掲げる事項に関わらず、以下のとおり取り扱うこととする。</td><td>会を行う日を以下「平日」という。</td></tr>
<tr><td>(2) 対象取引・種類（項番２関係）</td><td>・ 項番２に掲げる対象取引のうち、以下に掲げる取引は祝日におけるマーケットメイカー制度の対象外とする。
<table>
<tr><th>区分</th><th>対象取引</th></tr>
<tr><td>先物</td><td>東エリア・ベースロード電力先物取引</td></tr>
<tr><td>先物</td><td>西エリア・ベースロード電力先物取引</td></tr>
<tr><td>先物</td><td>中部エリア・ベースロード電力先物取引</td></tr>
<tr><td>先物</td><td>東エリア・日中ロード電力先物取引</td></tr>
<tr><td>先物</td><td>西エリア・日中ロード電力先物取引</td></tr>
<tr><td>先物</td><td>中部エリア・日中ロード電力先物取引</td></tr>
<tr><td>先物</td><td>東エリア・週間ベースロード電力先物取引</td></tr>
<tr><td>先物</td><td>西エリア・週間ベースロード電力先物取引</td></tr>
<tr><td>先物</td><td>東エリア・週間日中ロード電力先物取引</td></tr>
<tr><td>先物</td><td>西エリア・週間日中ロード電力先物取引</td></tr>
<tr><td>先物</td><td>東エリア・年度ベースロード電力先物取引</td></tr>
<tr><td>先物</td><td>西エリア・年度ベースロード電力先物取引</td></tr>
<tr><td>先物</td><td>中部エリア・年度ベースロード電力先物取引</td></tr>
</table></td><td>※ LNG（プラッツ JKM）先物取引の PMM（タイプ２）については祝日におけるマーケットメイカー制度の対象外とする。</td></tr>
<tr><td>(3) マーケットメイカーの指定等（項番３関係）</td><td>・ 項番３に基づき指定申請を受けたマーケットメイカーは、祝日において、本取扱いに基づきマーケットメイク等を行うことができる。</td><td>・ 祝日におけるマーケットメイク等のための指定申請は不要とする。</td></tr>
<tr><td>(4) PMM（項番４関係）</td><td>・ マーケットメイクの条件の履行状況について、平日（月単位）と祝日（祝日１日単位）を分けて計測する。また、同一月内に祝日が複数ある場合は、それぞれの祝日において日単位で計測する。</td><td>・ 月間充足率の計算には平日日数のみを含め、祝日日数は含めない。
・ 祝日ごとの充足率を PMM</td></tr>
</table>

項　　目	内　　容	備　　考
	・ 平日及び祝日の両方においてインセンティブの受領基準を満たした場合は、平日及び祝日におけるインセンティブをそれぞれ受領することができ、いずれか一方においてのみ受領基準を満たした場合は、受領基準を満たした一方のインセンティブのみを受領することができる。また、複数の祝日において受領基準を満たした場合は、受領基準を満たしたすべての祝日におけるインセンティブをそれぞれ受領することができる。	に通知する。 ・ 平日のマーケットメイクに対する取引手数料の割引対象は平日における取引分とし、祝日のマーケットメイクに対する取引手数料の割引対象は祝日における取引分とする。
(5) LP（項目番５関係）	・ LP に係る取引高について、平日（月単位）と祝日（祝日１日単位）を分けて計測する。また、同一月内に祝日が複数ある場合は、それぞれの祝日において日単位で計測する。	
7　その他	・ マーケットメイカーは、所定の「マーケットメイカー連絡担当者届出書」により、連絡担当者について MM 専用ページを通じて当社に届け出るものとし、連絡担当者が変更になった場合は、速やかに変更内容を当社に届け出るものとする。 ・ 当社は、マーケットメイカーの役割及びインセンティブを変更する場合は、変更予定日の１か月以上前にその旨を公表する。ただし、軽微な変更等についてはこの限りではない。	

以　　上

別紙１

マーケットメイクに係る条件充足率の算出方法

１．平日における条件充足率の算出方法

対象取引の役割に応じて日通し（日中立会及び夜間立会)、日中立会又は夜間立会のそれぞれにおいて取引日単位で計測した条件充足率から、日通し、日中立会又は夜間立会について、月間の充足率の平均値をそれぞれ算出する。

（１）日通しにおける取引日単位の条件充足率（日中立会、夜間立会も同様。）

＝ マーケットメイクの条件を満たした時間 / 呼値提示対象時間

※マーケットメイクの条件とは、対象取引ごとに当社が定めたPMMの条件のことをいう。（別紙２参照）

※祝日は計算に含めない。

（２）日通しにおける月間の条件充足率の平均値（日中立会、夜間立会も同様。）

＝　月間の取引日単位の条件充足率の和 / 月間のマーケットメイク対象日数（平日に限る）

※月間の条件充足率の平均値（単位：%）に小数点が生じる場合には、小数点以下第一位を四捨五入する。

２．祝日における条件充足率の算出方法

対象取引の役割に応じて日通し（日中立会及び夜間立会)、日中立会又は夜間立会のそれぞれにおいて祝日１日単位で条件充足率を計算する。

※同一月内に祝日が複数ある場合は、それぞれの祝日において日単位で計測する。

※祝日における夜間立会に係る条件充足率は当該祝日の夕方に開始する夜間立会を対象として計算する。たとえば、2022年９月23日（祝日）においては、2022年９月22日（平日）の夕方に開始する夜間立会ではなく、2022年９月23日（祝日）の夕方に開始する夜間立会を対象とする。2022年９月22日（平日）の夕方に開始する夜間立会は平日における夜間立会に係る条件充足率の計算対象である。

【例】X＋１日（祝日）前後における呼値提示対象時間

実日付			X 日	X＋１日（祝日）		X＋２日
取引日			X＋２日			
セッション			夜間	日中	夜間	日中
呼値掲示対象	平日	日中	―	―	―	○
		夜間	○	―	―	―
		日通し	○	―	―	○
	祝日	日中	―	○	―	―
		夜間	―	―	○	―
		日通し	―	○	○	―

別紙２

PMM におけるマーケットメイクの条件とインセンティブ

項目		石油	
対象取引		プラッツドバイ原油先物取引	ガソリン先物取引
条件の種類		タイプ１	タイプ１
条件	呼値提示対象時間	日中及び夜間立会時間	
	対象銘柄	第５限月取引及び第６限月取引	
	呼値の 最大スプレッド幅	第５限月８ティック（80 円） 第６限月７ティック（70 円）	第５限月９ティック（90 円） 第６限月８ティック（80 円）
	最低数量	５単位	４単位
インセンティブ	インセンティブの 受領基準	条件充足率※1が 40%以上 ※条件充足率がインセンティブの受領基準に及ばない場合は、別紙３に記載の LP のインセンティブを適用	条件充足率が 60%以上 ※条件充足率がインセンティブの受領基準に及ばない場合は、別紙３に記載の LP のインセンティブを適用
	取引手数料の割引 ※2	対象取引（プラッツドバイ原油先物取引）に係る取引 充足率　：　割引 40%以上 60%未満　：　11 円/単位 60%以上　：　22 円/単位 ※立会取引により成立した取引のみ対象	対象取引（ガソリン先物取引）に係る取引 20 円/単位 ※立会取引により成立した取引のみ対象

※１：平日については月間の条件充足率の平均値、祝日については単日の条件充足率。以下同じ。

※２：プラッツドバイ原油先物取引について、上表に定める取引手数料の割引に加えて、平日においては、OUCH ユーザ ID を利用している PMM の充足率が 60%以上のとき、２ID までの OUCH ユーザ ID 利用料相当分（１ID につき月額５万円）をインセンティブとして支給する。

実施期間：2026 年 12 月～2027 年 1 月

<table>
<tr><th colspan="2">項目</th><th colspan="3">電力（月間物）</th></tr>
<tr><td colspan="2">対象取引</td><td colspan="3">東エリア・ベースロード電力先物取引</td></tr>
<tr><td colspan="2">条件の種類※1</td><td>タイプ１</td><td>タイプ２</td><td>タイプ３</td></tr>
<tr><td rowspan="4">条件</td><td>呼値提示対象時間</td><td>日中立会時間
(10:00～15:40)
夜間立会時間
(16:30～18:00)</td><td>日中立会時間
(10:00～15:40)
夜間立会時間
(16:30～18:00)</td><td>日中立会時間
(10:00～15:40)
夜間立会時間
(16:30～18:00)</td></tr>
<tr><td>対象銘柄</td><td>2027 年 1 月限～3 月限の 3 限月</td><td>2027 年 4 月限～6 月限の 3 限月</td><td>2027 年 7 月限～11 月限の 5 限月</td></tr>
<tr><td>呼値の最大スプレッド幅</td><td>80 ティック
(0.80 円)</td><td>130 ティック
(1.30 円)</td><td>200 ティック
(2.00 円)</td></tr>
<tr><td>最低数量</td><td>10 単位（１MW）</td><td>10 単位（１MW）</td><td>10 単位（１MW）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">インセンティブ</td><td>インセンティブの受領基準※2</td><td>対象限月の取引高が 50 単位（５MW）以上</td><td>対象限月の取引高が 50 単位（５MW）以上</td><td>対象限月の取引高が 50 単位（５MW）以上</td></tr>
<tr><td>取引手数料の割引※3</td><td>対象取引に係る
定率参加料の割引
146 円/単位</td><td>対象取引に係る
定率参加料の割引
146 円/単位</td><td>対象取引に係る
定率参加料の割引
146 円/単位</td></tr>
<tr><td>対象取引に係るインセンティブ</td><td>73 円/単位</td><td>73 円/単位</td><td>73 円/単位</td></tr>
<tr><td>固定インセンティブの支給</td><td><table><tr><th>条件充足率</th><th>支給額</th></tr><tr><td>50%未満</td><td>０円</td></tr><tr><td>50%以上</td><td>20 万円</td></tr></table></td><td><table><tr><th>条件充足率</th><th>支給額</th></tr><tr><td>50%未満</td><td>０円</td></tr><tr><td>50%以上</td><td>20 万円</td></tr></table></td><td><table><tr><th>条件充足率</th><th>支給額</th></tr><tr><td>50%未満</td><td>０円</td></tr><tr><td>50%以上</td><td>20 万円</td></tr></table></td></tr>
</table>

※１：同一対象取引のタイプ１～３は同時に選択可能

※２：立会取引（日中立会及び夜間立会）により成立した取引のみ対象

※３：マーケットメイカー制度以外による期間限定の取引手数料の割引と合計した金額が、PMM の取引に係る取引手数料の金額を超過する場合においても、通常どおりの金額を支給する

実施期間：2027 年 2 月～2027 年 3 月

<table>
<tr><th colspan="2">項目</th><th colspan="3">電力（月間物）</th></tr>
<tr><td colspan="2">対象取引</td><td colspan="3">東エリア・ベースロード電力先物取引</td></tr>
<tr><td colspan="2">条件の種類※1</td><td>タイプ１</td><td>タイプ２</td><td>タイプ３</td></tr>
<tr><td rowspan="4">条件</td><td>呼値提示対象時間</td><td>日中立会時間
(10:00～15:40)
夜間立会時間
(16:30～18:00)</td><td>日中立会時間
(10:00～15:40)
夜間立会時間
(16:30～18:00)</td><td>日中立会時間
(10:00～15:40)
夜間立会時間
(16:30～18:00)</td></tr>
<tr><td>対象銘柄</td><td>2027 年 3 月限～6 月限の 4 限月</td><td>2027 年 7 月限～9 月限の 3 限月</td><td>2027 年 10 月限～2028 年 2 月限の 5 限月</td></tr>
<tr><td>呼値の最大スプレッド幅</td><td>80 ティック
(0.80 円)</td><td>130 ティック
(1.30 円)</td><td>200 ティック
(2.00 円)</td></tr>
<tr><td>最低数量</td><td>10 単位（１MW）</td><td>10 単位（１MW）</td><td>10 単位（１MW）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">インセンティブ</td><td>インセンティブの受領基準※2</td><td>対象限月の取引高が 50 単位（５MW）以上</td><td>対象限月の取引高が 50 単位（５MW）以上</td><td>対象限月の取引高が 50 単位（５MW）以上</td></tr>
<tr><td>取引手数料の割引※3</td><td>対象取引に係る
定率参加料の割引
146 円/単位</td><td>対象取引に係る
定率参加料の割引
146 円/単位</td><td>対象取引に係る
定率参加料の割引
146 円/単位</td></tr>
<tr><td>対象取引に係るインセンティブ</td><td>73 円/単位</td><td>73 円/単位</td><td>73 円/単位</td></tr>
<tr><td>固定インセンティブの支給</td><td><table><tr><th>条件充足率</th><th>支給額</th></tr><tr><td>50%未満</td><td>０円</td></tr><tr><td>50%以上</td><td>20 万円</td></tr></table></td><td><table><tr><th>条件充足率</th><th>支給額</th></tr><tr><td>50%未満</td><td>０円</td></tr><tr><td>50%以上</td><td>20 万円</td></tr></table></td><td><table><tr><th>条件充足率</th><th>支給額</th></tr><tr><td>50%未満</td><td>０円</td></tr><tr><td>50%以上</td><td>20 万円</td></tr></table></td></tr>
</table>

※１：同一対象取引のタイプ１～３は同時に選択可能

※２：立会取引（日中立会及び夜間立会）により成立した取引のみ対象

※３：マーケットメイカー制度以外による期間限定の取引手数料の割引と合計した金額が、PMM の取引に係る取引手数料の金額を超過する場合においても、通常どおりの金額を支給する

実施期間：2026 年 12 月～2027 年 1 月

<table>
<tr><th colspan="2">項目</th><th colspan="5">電力（月間物）</th></tr>
<tr><td colspan="2">対象取引</td><td colspan="3">西エリア・ベースロード電力先物取引</td><td colspan="2">中部エリア・ベースロード電力先物取引</td></tr>
<tr><td colspan="2">条件の種類※1</td><td>タイプ１</td><td>タイプ２</td><td>タイプ３</td><td>タイプ１</td><td>タイプ２</td></tr>
<tr><td rowspan="4">条件</td><td>呼値提示対象時間</td><td>日中立会時間
(10:00～15:40)
夜間立会時間
(16:30～18:00)</td><td>日中立会時間
(10:00～15:40)
夜間立会時間
(16:30～18:00)</td><td>日中立会時間
(10:00～15:40)
夜間立会時間
(16:30～18:00)</td><td>日中立会時間
(10:00～15:40)
夜間立会時間
(16:30～18:00)</td><td>日中立会時間
(10:00～15:40)
夜間立会時間
(16:30～18:00)</td></tr>
<tr><td>対象銘柄</td><td>2027 年１月限～3 月限の
3 限月</td><td>2027 年４月限～6 月限の
3 限月</td><td>第２～第３限月取引</td><td>2027 年１月限～3 月限の
3 限月</td><td>2027 年４月限～6 月限の
3 限月</td></tr>
<tr><td>呼値の最大スプレッド幅</td><td>80 ティック
(0.80 円)</td><td>130 ティック
(1.30 円)</td><td>買呼値の水準に
応じて決定
(別表１－１参照)</td><td>80 ティック
(0.80 円)</td><td>130 ティック
(1.30 円)</td></tr>
<tr><td>最低数量</td><td>10 単位（１MW）</td><td>10 単位（１MW）</td><td>10 単位（１MW）</td><td>10 単位（１MW）</td><td>10 単位（１MW）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">インセンティブ</td><td>インセンティブの受領基準</td><td>対象限月の取引高が
50 単位（５MW）以上
※2</td><td>対象限月の取引高が
50 単位（５MW）以上
※2</td><td>条件充足率が
50%以上</td><td>対象限月の取引高が
50 単位（５MW）以上
※2</td><td>対象限月の取引高が
50 単位（５MW）以上
※2</td></tr>
<tr><td>取引手数料の割引※3</td><td>対象取引に係る
定率参加料の割引
146 円/単位</td><td>対象取引に係る
定率参加料の割引
146 円/単位</td><td>対象取引に係る
定率参加料の割引
146 円/単位</td><td>対象取引に係る
定率参加料の割引
146 円/単位</td><td>対象取引に係る
定率参加料の割引
146 円/単位</td></tr>
<tr><td>対象取引に係るインセンティブ</td><td>73 円/単位</td><td>73 円/単位</td><td>―</td><td>73 円/単位</td><td>73 円/単位</td></tr>
<tr><td>固定インセンティブの支給※2</td><td><table><tr><th>条件充足率</th><th>支給額</th></tr><tr><td>50%未満</td><td>０円</td></tr><tr><td>50%以上</td><td>20 万円</td></tr></table></td><td><table><tr><th>条件充足率</th><th>支給額</th></tr><tr><td>50%未満</td><td>０円</td></tr><tr><td>50%以上</td><td>20 万円</td></tr></table></td><td><table><tr><th>月間取引高</th><th>支給額</th></tr><tr><td>50 単位(５MW)未満</td><td>５万円</td></tr><tr><td>50 単位(５MW)以上</td><td>10 万円</td></tr></table></td><td><table><tr><th>条件充足率</th><th>支給額</th></tr><tr><td>50%未満</td><td>０円</td></tr><tr><td>50%以上</td><td>20 万円</td></tr></table></td><td><table><tr><th>条件充足率</th><th>支給額</th></tr><tr><td>50%未満</td><td>０円</td></tr><tr><td>50%以上</td><td>20 万円</td></tr></table></td></tr>
</table>

※１：同一対象取引ではタイプ１とタイプ２に限り、同時選択が可能（タイプ３を選択する場合、他のタイプとの同時選択は不可）

※２：立会取引（日中立会及び夜間立会）により成立した取引のみ対象

※３：マーケットメイカー制度以外による期間限定の取引手数料の割引と合計した金額が、PMM の取引に係る取引手数料の金額を超過する場合においても、通常どおりの金額を支給する

実施期間：2027 年 2 月～2027 年 3 月

<table>
<tr><th colspan="2">項目</th><th colspan="5">電力（月間物）</th></tr>
<tr><td colspan="2">対象取引</td><td colspan="3">西エリア・ベースロード電力先物取引</td><td colspan="2">中部エリア・ベースロード電力先物取引</td></tr>
<tr><td colspan="2">条件の種類※1</td><td>タイプ１</td><td>タイプ２</td><td>タイプ３</td><td>タイプ１</td><td>タイプ２</td></tr>
<tr><td rowspan="4">条件</td><td>呼値提示対象時間</td><td>日中立会時間
(10:00～15:40)
夜間立会時間
(16:30～18:00)</td><td>日中立会時間
(10:00～15:40)
夜間立会時間
(16:30～18:00)</td><td>日中立会時間
(10:00～15:40)
夜間立会時間
(16:30～18:00)</td><td>日中立会時間
(10:00～15:40)
夜間立会時間
(16:30～18:00)</td><td>日中立会時間
(10:00～15:40)
夜間立会時間
(16:30～18:00)</td></tr>
<tr><td>対象銘柄</td><td>2027 年 3 月限～6 月限の
4 限月</td><td>2027 年 7 月限～9 月限の
3 限月</td><td>第２～第３限月取引</td><td>2027 年 3 月限～6 月限の
4 限月</td><td>2027 年 7 月限～9 月限の
3 限月</td></tr>
<tr><td>呼値の最大スプレッド幅</td><td>80 ティック
(0.80 円)</td><td>130 ティック
(1.30 円)</td><td>買呼値の水準に
応じて決定
(別表１－１参照)</td><td>80 ティック
(0.80 円)</td><td>130 ティック
(1.30 円)</td></tr>
<tr><td>最低数量</td><td>10 単位（１MW）</td><td>10 単位（１MW）</td><td>10 単位（１MW）</td><td>10 単位（１MW）</td><td>10 単位（１MW）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">インセンティブ</td><td>インセンティブの受領基準</td><td>対象限月の取引高が
50 単位（５MW）以上
※2</td><td>対象限月の取引高が
50 単位（５MW）以上
※2</td><td>条件充足率が
50%以上</td><td>対象限月の取引高が
50 単位（５MW）以上
※2</td><td>対象限月の取引高が
50 単位（５MW）以上
※2</td></tr>
<tr><td>取引手数料の割引※3</td><td>対象取引に係る
定率参加料の割引
146 円/単位</td><td>対象取引に係る
定率参加料の割引
146 円/単位</td><td>対象取引に係る
定率参加料の割引
146 円/単位</td><td>対象取引に係る
定率参加料の割引
146 円/単位</td><td>対象取引に係る
定率参加料の割引
146 円/単位</td></tr>
<tr><td>対象取引に係るインセンティブ</td><td>73 円/単位</td><td>73 円/単位</td><td>―</td><td>73 円/単位</td><td>73 円/単位</td></tr>
<tr><td>固定インセンティブの支給※2</td><td><table><tr><th>条件充足率</th><th>支給額</th></tr><tr><td>50%未満</td><td>０円</td></tr><tr><td>50%以上</td><td>20 万円</td></tr></table></td><td><table><tr><th>条件充足率</th><th>支給額</th></tr><tr><td>50%未満</td><td>０円</td></tr><tr><td>50%以上</td><td>20 万円</td></tr></table></td><td><table><tr><th>月間取引高</th><th>支給額</th></tr><tr><td>50 単位(５MW)未満</td><td>５万円</td></tr><tr><td>50 単位(５MW)以上</td><td>10 万円</td></tr></table></td><td><table><tr><th>条件充足率</th><th>支給額</th></tr><tr><td>50%未満</td><td>０円</td></tr><tr><td>50%以上</td><td>20 万円</td></tr></table></td><td><table><tr><th>条件充足率</th><th>支給額</th></tr><tr><td>50%未満</td><td>０円</td></tr><tr><td>50%以上</td><td>20 万円</td></tr></table></td></tr>
</table>

※１：同一対象取引ではタイプ１とタイプ２に限り、同時選択が可能（タイプ３を選択する場合、他のタイプとの同時選択は不可）

※２：立会取引（日中立会及び夜間立会）により成立した取引のみ対象

※３：マーケットメイカー制度以外による期間限定の取引手数料の割引と合計した金額が、PMM の取引に係る取引手数料の金額を超過する場合においても、通常どおりの金額を支給する

実施期間：2026 年 12 月～2027 年 3 月

<table>
<tr><th colspan="2">項目</th><th colspan="3">電力（月間物）</th></tr>
<tr><td colspan="2">対象取引</td><td>東エリア・日中ロード電力先物取引</td><td>西エリア・日中ロード電力先物取引</td><td>中部エリア・日中ロード電力先物取引</td></tr>
<tr><td colspan="2">条件の種類</td><td>タイプ１</td><td>タイプ１</td><td>タイプ１</td></tr>
<tr><td rowspan="4">条件</td><td>呼値提示対象時間</td><td>日中立会時間
(10:00～15:40)
夜間立会時間
(16:30～18:00)</td><td>日中立会時間
(10:00～15:40)
夜間立会時間
(16:30～18:00)</td><td>日中立会時間
(10:00～15:40)
夜間立会時間
(16:30～18:00)</td></tr>
<tr><td>対象銘柄</td><td>第２・第３限月取引</td><td>第２・第３限月取引</td><td>第２・第３限月取引</td></tr>
<tr><td>呼値の最大スプレッド幅</td><td>買呼値の水準に応じて決定
（別表１－１参照）</td><td>買呼値の水準に応じて決定
（別表１－１参照）</td><td>買呼値の水準に応じて決定
（別表１－１参照）</td></tr>
<tr><td>最低数量</td><td>10 単位（１MW）</td><td>10 単位（１MW）</td><td>10 単位（１MW）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">インセンティブ</td><td>インセンティブの受領基準</td><td>条件充足率が 50%以上</td><td>条件充足率が 50%以上</td><td>条件充足率が 50%以上</td></tr>
<tr><td>取引手数料の割引※1</td><td>対象取引に係る
定率参加料の割引
49 円/単位</td><td>対象取引に係る
定率参加料の割引
49 円/単位</td><td>対象取引に係る
定率参加料の割引
49 円/単位</td></tr>
<tr><td>対象取引に係るインセンティブ</td><td>―</td><td>―</td><td>―</td></tr>
<tr><td>固定インセンティブの支給※2</td><td><table><tr><th>月間取引高</th><th>支給額</th></tr><tr><td>50 単位（５MW）未満</td><td>５万円</td></tr><tr><td>50 単位（５MW）以上</td><td>10 万円</td></tr></table></td><td><table><tr><th>月間取引高</th><th>支給額</th></tr><tr><td>50 単位（５MW）未満</td><td>５万円</td></tr><tr><td>50 単位（５MW）以上</td><td>10 万円</td></tr></table></td><td><table><tr><th>月間取引高</th><th>支給額</th></tr><tr><td>50 単位（５MW）未満</td><td>５万円</td></tr><tr><td>50 単位（５MW）以上</td><td>10 万円</td></tr></table></td></tr>
</table>

※１：マーケットメイカー制度以外による期間限定の取引手数料の割引と合計した金額が、PMM の取引に係る取引手数料の金額を超過する場合においても、通常どおりの金額を支給する

※２：立会取引（日中立会及び夜間立会）により成立した取引のみ対象

実施期間：2026 年 12 月～2027 年 3 月

<table>
<tr><th colspan="2">項目</th><th colspan="6">電力（年度物）</th></tr>
<tr><td colspan="2">対象取引</td><td colspan="2">東エリア・ベースロード電力先物取引</td><td colspan="2">西エリア・ベースロード電力先物取引</td><td colspan="2">中部エリア・ベースロード電力先物取引</td></tr>
<tr><td colspan="2">条件の種類※1</td><td>タイプ１</td><td>タイプ２</td><td>タイプ１</td><td>タイプ２</td><td>タイプ１</td><td>タイプ２</td></tr>
<tr><td rowspan="4">条件</td><td>呼値提示対象時間</td><td>日中立会時間
(10:00～15:40)
夜間立会時間
(16:30～18:00)</td><td>日中立会時間
(10:00～15:40)
夜間立会時間
(16:30～18:00)</td><td>日中立会時間
(10:00～15:40)
夜間立会時間
(16:30～18:00)</td><td>日中立会時間
(10:00～15:40)
夜間立会時間
(16:30～18:00)</td><td>日中立会時間
(10:00～15:40)
夜間立会時間
(16:30～18:00)</td><td>日中立会時間
(10:00～15:40)
夜間立会時間
(16:30～18:00)</td></tr>
<tr><td>対象銘柄</td><td>2027 年度
（第１限月）</td><td>2028 年度
（第２限月）</td><td>2027 年度
（第１限月）</td><td>2028 年度
（第２限月）</td><td>2027 年度
（第１限月）</td><td>2028 年度
（第２限月）</td></tr>
<tr><td>呼値の最大スプレッド幅</td><td>80 ティック
(0.80 円)</td><td>80 ティック
(0.80 円)</td><td>80 ティック
(0.80 円)</td><td>80 ティック
(0.80 円)</td><td>80 ティック
(0.80 円)</td><td>80 ティック
(0.80 円)</td></tr>
<tr><td>最低数量</td><td>10 単位（１MW）</td><td>10 単位（１MW）</td><td>10 単位（１MW）</td><td>10 単位（１MW）</td><td>10 単位（１MW）</td><td>10 単位（１MW）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">インセンティブ</td><td>インセンティブの受領基準※2</td><td>対象限月の取引高が
100 単位（10MW）
以上</td><td>対象限月の取引高が
50 単位（5MW）
以上</td><td>対象限月の取引高が
100 単位（10MW）
以上</td><td>対象限月の取引高が
50 単位（5MW）
以上</td><td>対象限月の取引高が
100 単位（10MW）
以上</td><td>対象限月の取引高が
50 単位（5MW）
以上</td></tr>
<tr><td>取引手数料の割引※3</td><td>対象取引に係る
定率参加料の割引
1,752 円/単位</td><td>対象取引に係る
定率参加料の割引
1,752 円/単位</td><td>対象取引に係る
定率参加料の割引
1,752 円/単位</td><td>対象取引に係る
定率参加料の割引
1,752 円/単位</td><td>対象取引に係る
定率参加料の割引
1,752 円/単位</td><td>対象取引に係る
定率参加料の割引
1,752 円/単位</td></tr>
<tr><td>対象取引に係るインセンティブ</td><td>876 円/単位</td><td>876 円/単位</td><td>876 円/単位</td><td>876 円/単位</td><td>876 円/単位</td><td>876 円/単位</td></tr>
<tr><td>固定インセンティブの支給</td><td><table><tr><td>条件充足率</td><td>支給額</td></tr><tr><td>50%未満</td><td>０円</td></tr><tr><td>50%以上</td><td>30 万円</td></tr></table></td><td><table><tr><td>条件充足率</td><td>支給額</td></tr><tr><td>50%未満</td><td>０円</td></tr><tr><td>50%以上</td><td>30 万円</td></tr></table></td><td><table><tr><td>条件充足率</td><td>支給額</td></tr><tr><td>50%未満</td><td>０円</td></tr><tr><td>50%以上</td><td>30 万円</td></tr></table></td><td><table><tr><td>条件充足率</td><td>支給額</td></tr><tr><td>50%未満</td><td>０円</td></tr><tr><td>50%以上</td><td>30 万円</td></tr></table></td><td><table><tr><td>条件充足率</td><td>支給額</td></tr><tr><td>50%未満</td><td>０円</td></tr><tr><td>50%以上</td><td>30 万円</td></tr></table></td><td><table><tr><td>条件充足率</td><td>支給額</td></tr><tr><td>50%未満</td><td>０円</td></tr><tr><td>50%以上</td><td>30 万円</td></tr></table></td></tr>
</table>

※１：同一対象取引のタイプ１・２は同時に選択可能

※２：立会取引（日中立会及び夜間立会）により成立した取引のみ対象

※３：マーケットメイカー制度以外による期間限定の取引手数料の割引と合計した金額が、PMM の取引に係る取引手数料の金額を超過する場合においても、通常どおりの金額を支給する

実施期間：2026 年 12 月～2027 年 3 月

<table>
<tr><th colspan="2">項目</th><th colspan="5">電力（週間物）</th></tr>
<tr><td colspan="2">対象取引</td><td colspan="2">東エリア・ベースロード電力先物取引</td><td>西エリア・ベースロード
電力先物取引</td><td>東エリア・日中ロード
電力先物取引</td><td>西エリア・日中ロード
電力先物取引</td></tr>
<tr><td colspan="2">条件の種類※1</td><td>タイプ１</td><td>タイプ２</td><td>タイプ１</td><td>タイプ１</td><td>タイプ１</td></tr>
<tr><td rowspan="4">条件</td><td>呼値提示
対象時間</td><td>日中立会時間
(10:30～15:40)
夜間立会時間
(16:30～18:00)</td><td>日中立会時間
(10:30～15:40)
夜間立会時間
(16:30～18:00)</td><td>日中立会時間
(10:00～15:40)
夜間立会時間
(16:30～18:00)</td><td>日中立会時間
(10:00～15:40)
夜間立会時間
(16:30～18:00)</td><td>日中立会時間
(10:00～15:40)
夜間立会時間
(16:30～18:00)</td></tr>
<tr><td>対象銘柄</td><td>第１～第３限月取引</td><td>第４～第５限月取引</td><td>第２～第３限月取引</td><td>第２～第３限月取引</td><td>第２～第３限月取引</td></tr>
<tr><td>呼値の
最大スプレッド幅</td><td>50 ティック
(0.50 円)</td><td>100 ティック
(1.00 円)</td><td>買呼値の水準に
応じて決定
(別表１－１参照)</td><td>買呼値の水準に
応じて決定
(別表１－１参照)</td><td>買呼値の水準に
応じて決定
(別表１－１参照)</td></tr>
<tr><td>最低数量</td><td>10 単位（１MW）</td><td>10 単位（１MW）</td><td>10 単位（１MW）</td><td>10 単位（１MW）</td><td>10 単位（１MW）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">インセンティブ</td><td>インセンティブの
受領基準</td><td>条件充足率が
50%以上</td><td>条件充足率が
50%以上</td><td>条件充足率が
50%以上</td><td>条件充足率が
50%以上</td><td>条件充足率が
50%以上</td></tr>
<tr><td>取引手数料の割引
※2</td><td>対象取引に係る
定率参加料の割引
37 円/単位</td><td>対象取引に係る
定率参加料の割引
37 円/単位</td><td>対象取引に係る
定率参加料の割引
37 円/単位</td><td>対象取引に係る
定率参加料の割引
12 円/単位</td><td>対象取引に係る
定率参加料の割引
12 円/単位</td></tr>
<tr><td>対象取引
に係るインセンティブ</td><td>12 円/単位</td><td>12 円/単位</td><td>―</td><td>―</td><td>―</td></tr>
<tr><td>固定インセンティブの支給
※3</td><td><table><tr><th>月間取引高</th><th>支給額</th></tr><tr><td>100 単位(10MW)未満</td><td>10 万円</td></tr><tr><td>100 単位(10MW)以上</td><td>20 万円</td></tr></table></td><td><table><tr><th>月間取引高</th><th>支給額</th></tr><tr><td>100 単位(10MW)未満</td><td>５万円</td></tr><tr><td>100 単位(10MW)以上</td><td>10 万円</td></tr></table></td><td><table><tr><th>月間取引高</th><th>支給額</th></tr><tr><td>100 単位(10MW)未満</td><td>５万円</td></tr><tr><td>100 単位(10MW)以上</td><td>10 万円</td></tr></table></td><td><table><tr><th>月間取引高</th><th>支給額</th></tr><tr><td>100 単位(10MW)未満</td><td>2.5 万円</td></tr><tr><td>100 単位(10MW)以上</td><td>５万円</td></tr></table></td><td><table><tr><th>月間取引高</th><th>支給額</th></tr><tr><td>100 単位(10MW)未満</td><td>2.5 万円</td></tr><tr><td>100 単位(10MW)以上</td><td>５万円</td></tr></table></td></tr>
</table>

※１：同一対象取引のタイプ１・２は同時に選択可能

※２：マーケットメイカー制度以外による期間限定の取引手数料の割引と合計した金額が、PMM の取引に係る取引手数料の金額を超過する場合においても、通常どおりの金額を支給する

※３：立会取引（日中立会及び夜間立会）により成立した取引のみ対象

当面は募集を行わない

項目		LNG
対象取引※1		LNG（プラッツ JKM）先物取引
条件の種類		タイプ１
条件	呼値提示対象時間	日中立会時間
	対象銘柄	第２限月取引
	呼値の 最大スプレッド幅	買呼値の水準に応じて決定 （別表１－２参照）
	最低数量	１単位
インセンティブ	インセンティブの 受領基準※2	条件充足率が 50%以上
	取引手数料の割引等	次の a、b、c、d の合計金額 a　対象取引に係る定率参加料の割引　41 円/単位（無料）※3 b　平日における対象取引のマーケットメイクに伴い成立した対象取引のリスクのカバーとして平日に行ったプラッツドバイ原油先物取引に係る定率参加料（無料）※3 ※4 c　固定額　20 万円/月（祝日は１万円/日） d　平日における対象取引のマーケットメイクに伴い成立した取引が月間 10 枚に達した場合、固定額 10 万円/月

※１：本 PMM の登録は２社を上限とし、上限に達した場合は募集を停止する。本登録期間は原則として半年とし、毎年３月及び９月にそれぞれ上半期、下半期の募集を開始する。

※２：PMM が即時約定可能値幅（DCB）で呼値を提示し、他の取引参加者からの対当注文により DCB が発動している最中に呼値を取消す事を頻繁に行う等、意図的に約定を回避する行為を行ったと当社が認める場合には、当社は当該行為を行った PMM に対して取引手数料の割引等を行わない。

※３：立会取引により成立した取引のみ対象とする。

※４：当該割引の適用を希望する PMM は、当社に対し、事前に各社で想定するカバー相当量に関する考え方を書面にて提出し、また、毎月第１営業日 12：00 までに当該カバー相当量を当社に申告する。当社は、PMM から提出及び申告された内容に基づき検証し、当社が合理的と認める場合に限り、割引を適用する。なお、当社は必要に応じ、PMM に対し、カバー相当量の根拠を示す補足資料の提出を求めることができ、当該要請に PMM が応じない場合、プラッツドバイ原油先物取引の割引は適用しない。

<table>
<tr><th colspan="2">項目</th><th>LNG</th></tr>
<tr><td colspan="2">対象取引</td><td>LNG（プラッツ JKM）先物取引</td></tr>
<tr><td colspan="2">条件の種類※1※2</td><td>タイプ２</td></tr>
<tr><td rowspan="4">条件</td><td>呼値提示対象時間</td><td>夜間立会時間（17:00～18:30）</td></tr>
<tr><td>対象銘柄</td><td>第２・第３限月取引</td></tr>
<tr><td>呼値の
最大スプレッド幅</td><td>100 ティック（100 円）</td></tr>
<tr><td>最低数量</td><td>５単位</td></tr>
<tr><td rowspan="2">インセンティブ</td><td>インセンティブの
受領基準</td><td>条件充足率が 50%以上</td></tr>
<tr><td>取引手数料の割引等 ※3</td><td>次の a、b、c の合計金額
a　対象取引に係る定率参加料の割引　41 円/単位（無料）
b　平日における対象取引のマーケットメイクに伴い、リスクのカバーとして平日に取引を行ったプラッツドバイ原油先物取引に係る定率参加料（無料）※4
c　取引連動型インセンティブの支給
<table>
<tr><th>月間取引高</th><th>支給額</th></tr>
<tr><td>５百単位以下</td><td>０円</td></tr>
<tr><td>５百単位超　１千単位以下</td><td>20 万円</td></tr>
<tr><td>１千単位超　３千単位以下</td><td>50 万円</td></tr>
<tr><td>３千単位超</td><td>100 万円</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

※１：本 PMM の対象期間中、LNG（プラッツ JKM）先物取引のタイプ１は適用を停止する。

※２：本 PMM は祝日におけるマーケットメイカー制度の対象外とする。

※３：成立した取引（立会取引・立会外取引）全てを対象とする。ただし、同一の最終投資家の注文により成立した取引については対象外とする。

※４：当該割引の適用を希望する PMM は、当社に対し、事前に各社で想定するカバー相当量に関する考え方を書面にて提出し、また、毎月第１営業日 12：00 までに当該カバー相当量を当社に申告する。当社は、PMM から提出及び申告された内容に基づき検証し、当社が合理的と認める場合に限り、割引を適用する。なお、当社は必要に応じ、PMM に対し、カバー相当量の根拠を示す補足資料の提出を求めることができ、当該要請に PMM が応じない場合、プラッツドバイ原油先物取引の割引は適用しない。

【別表１－１】

電力先物取引のマーケットメイク（タイプ１）に係る呼値の最大スプレッド幅

対象取引	ベースロード電力先物取引 （東エリア・西エリア・中部エリア）	日中ロード電力先物取引 （東エリア・西エリア・中部エリア）
買呼値の価格	呼値の最大スプレッド幅	呼値の最大スプレッド幅
8.00 円未満	80 ティック（0.80 円）	80 ティック（0.80 円）
8.00 円以上　11.00 円未満	100 ティック（1.00 円）	100 ティック（1.00 円）
11.00 円以上 15.00 円未満	130 ティック（1.30 円）	150 ティック（1.50 円）
15.00 円以上 20.00 円未満	160 ティック（1.60 円）	200 ティック（2.00 円）
20.00 円以上 25.00 円未満	200 ティック（2.00 円）	300 ティック（3.00 円）
25.00 円以上 30.00 円未満	250 ティック（2.50 円）	500 ティック（5.00 円）
30.00 円以上	300 ティック（3.00 円）	600 ティック（6.00 円）

対象取引	週間ベースロード電力先物取引 （東エリア・西エリア）	週間日中ロード電力先物取引 （東エリア・西エリア）
買呼値の価格	呼値の最大スプレッド幅	呼値の最大スプレッド幅
8.00 円未満	100 ティック（1.00 円）	100 ティック（1.00 円）
8.00 円以上　11.00 円未満	150 ティック（1.50 円）	150 ティック（1.50 円）
11.00 円以上 15.00 円未満	170 ティック（1.70 円）	200 ティック（2.00 円）
15.00 円以上 20.00 円未満	200 ティック（2.00 円）	250 ティック（2.50 円）
20.00 円以上 25.00 円未満	250 ティック（2.50 円）	300 ティック（3.00 円）
25.00 円以上 30.00 円未満	300 ティック（3.00 円）	500 ティック（5.00 円）
30.00 円以上	400 ティック（4.00 円）	600 ティック（6.00 円）

【別表１－２】

LNG（プラッツ JKM）先物取引（タイプ１）のマーケットメイクに係る呼値の最大スプレッド幅

買呼値の価格	呼値の最大スプレッド幅
1,000 円未満	100 ティック（100 円）
1,000 円以上　4,000 円未満	400 ティック（400 円）
4,000 円以上　7,000 円未満	500 ティック（500 円）
7,000 円以上　10,000 円未満	700 ティック（700 円）
10,000 円以上　15,000 円未満	1,000 ティック（1,000 円）
15,000 円以上	1,500 ティック（1,500 円）

別紙３

LP のインセンティブ

項目	石油			
対象取引	プラッツドバイ原油先物取引		ガソリン先物取引	
インセンティブ	対象取引の月間取引高（立会取引分のみ）に応じて当該取引の取引手数料を割引			
取引手数料の割引額※1	月間取引高	固定額	月間取引高	固定額
	1 万単位以下	0 円	5 千単位以下	0 円
	1 万単位超　2 万単位以下	7 万円	5 千単位超　1 万単位以下	3.5 万円
	2 万単位超　3 万単位以下	14 万円	1 万単位超　2 万単位以下	7 万円
	3 万単位超　5 万単位以下	21 万円	2 万単位超　3 万単位以下	14 万円
	5 万単位超　7 万単位以下	35 万円	3 万単位超　5 万単位以下	21 万円
	7 万単位超　10 万単位以下	49 万円	5 万単位超　7 万単位以下	35 万円
	10 万単位超　15 万単位以下	70 万円	7 万単位超　10 万単位以下	49 万円
	15 万単位超　20 万単位以下	105 万円	10 万単位超　15 万単位以下	70 万円
	20 万単位超　30 万単位以下	160 万円	15 万単位超　20 万単位以下	105 万円
	30 万単位超　40 万単位以下	240 万円	20 万単位超　30 万単位以下	160 万円
	40 万単位超　50 万単位以下	320 万円	30 万単位超　40 万単位以下	240 万円
	50 万単位超　60 万単位以下	400 万円	40 万単位超　50 万単位以下	320 万円
	60 万単位超　70 万単位以下	480 万円	50 万単位超　60 万単位以下	400 万円
	70 万単位超　80 万単位以下	560 万円	60 万単位超　70 万単位以下	480 万円
	80 万単位超　90 万単位以下	640 万円	70 万単位超　80 万単位以下	560 万円
	90 万単位超　100 万単位以下	720 万円	80 万単位超　90 万単位以下	640 万円
	100 万単位超	800 万円	90 万単位超　100 万単位以下	720 万円
			100 万単位超	800 万円

※1：祝日においては、上表における月間取引高及び固定額を 20 分の 1（固定額の計算において 1,000 円未満の金額が発生する場合は 1,000 円単位に四捨五入）としたうえで、取引手数料の割引を行う。

項目	石油		LNG	
対象取引	灯油先物取引		LNG（プラッツ JKM）先物取引	
インセンティブ	対象取引の月間取引高（立会取引分のみ）に応じて当該取引の取引手数料を割引		対象取引の月間取引高（立会取引分のみ）に応じて当該取引の取引手数料を割引	
取引手数料の割引額※1	月間取引高	固定額	月間取引高	固定額
	5千単位以下	0円	500単位以下	0円
	5千単位超　1万単位以下	3.5万円	500単位超　1,000単位以下	1.5万円
	1万単位超　2万単位以下	7万円	1,000単位超　1,500単位以下	3.1万円
	2万単位超　3万単位以下	14万円	1,500単位超　2,000単位以下	5万円
	3万単位超　5万単位以下	21万円	2,000単位超	6.5万円
	5万単位超　7万単位以下	35万円		
	7万単位超　10万単位以下	49万円		
	10万単位超　15万単位以下	70万円		
	15万単位超　20万単位以下	105万円		
	20万単位超　30万単位以下	160万円		
	30万単位超　40万単位以下	240万円		
	40万単位超　50万単位以下	320万円		
	50万単位超　60万単位以下	400万円		
	60万単位超　70万単位以下	480万円		
	70万単位超　80万単位以下	560万円		
	80万単位超　90万単位以下	640万円		
	90万単位超　100万単位以下	720万円		
	100万単位超	800万円		

※1：祝日においては、上表における月間取引高及び固定額を20分の1（固定額の計算において1,000円未満の金額が発生する場合は1,000円単位に四捨五入）としたうえで、取引手数料の割引を行う。

別紙４

PMM 指定により追加利用を認めるユーザ ID の種類及び ID 数

	パーティション 5	
	対象取引	ID 数
OUCH（MM）ユーザ	プラッツドバイ原油先物	2
	ガソリン先物	2
	東エリア・ベースロード電力先物	2
	西エリア・ベースロード電力先物	2
	東エリア・日中ロード電力先物	2
	西エリア・日中ロード電力先物	2
	東エリア・週間ベースロード電力先物	2
	西エリア・週間ベースロード電力先物	2
	東エリア・週間日中ロード電力先物	2
	西エリア・週間日中ロード電力先物	2
	LNG（プラッツ JKM）先物	2
	PMM 指定による追加上限	8
	参考：1 最終投資家あたりの通常時保有数上限※1	34
OUCH（マスキャンセル）ユーザ	PMM 指定による追加上限※2	2
	参考：最終投資家単位の通常時保有数上限※1	

※１：1 最終投資家あたりの通常時保有数上限とは、１最終投資家が PMM 指定の状況に関わらず保有することのできるユーザ ID 数の上限をいう。なお、OUCH（マスキャンセル）ユーザについては PMM 指定を受けた最終投資家にのみ ID の利用を認める。

※２：PMM 指定時に利用することのできる OUCH（マスキャンセル）ユーザ ID の数は、PMM の指定数に関わらず固定とする。ただし、最終投資家がマーケットメイクを行うためのものとして複数のサブ参加者コードの届出を行っている場合、当該届出を行ったサブ参加者コードの数を上限として ID を利用することができる。